

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 外 2 - 24

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月2日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1,279,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年10月21日
効力発生日	2020年10月29日
有効期限	2022年10月28日
発行登録番号	2 - 外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2 - 外 2 - 1	2020年11月19日	350,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 2	2020年11月25日	338,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 3	2020年11月30日	1,015,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 4	2020年12月1日	300,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 5	2020年12月4日	4,682,000,000円		該当事項なし
2 - 外 2 - 6	2020年12月17日	250,000,000円		該当事項なし

2 - 外 2 - 7	2020年12月23日	1,654,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 8	2021年 1 月 5 日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 9	2021年 1 月 7 日	2,078,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 10	2021年 1 月12日	2,410,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 11	2021年 1 月14日	400,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 12	2021年 1 月14日	250,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 13	2021年 1 月15日	7,376,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 14	2021年 1 月22日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 15	2021年 1 月22日	1,025,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 16	2021年 1 月22日	1,000,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 17	2021年 2 月24日	300,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 18	2021年 2 月24日	350,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 19	2021年 2 月26日	220,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 20	2021年 2 月26日	807,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 21	2021年 3 月 1 日	800,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 22	2021年 3 月 2 日	500,000,000円	該当事項なし
2 - 外 2 - 23	2021年 3 月 2 日	3,514,000,000円	該当事項なし
実績合計額		30,419,000,000円	減額総額 0 円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 469,581,000,000円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ・ジェネラル 2022年3月30日満期 ノック イン型S&P500株価指数連動 円建社債（愛称：パワーボン ドS&P500 2103） （以下「本社債」という。）	1,279,000,000円 （注1）	1,279,000,000円 （注1）	新生証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁 目4番3号 （以下「売出人」という。）

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は100万円である。

本社債の利率は年率2.60%であり、2021年3月31日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から償還日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2021年6月30日、2021年9月30日、2021年12月30日および償還日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）に係る利息を後払いする。

本社債の償還日は2022年3月30日であり、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。（注2）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京およびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っている日をいう。

本社債は、2021年3月30日（以下「発行日」という。）に、ソシエテ・ジェネラル（以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。）の債務証券発行プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルグ（以下「財務代理人」という。）その他の当事者により締結された2016年7月29日付変更改定済代理契約（以下「代理契約」という。）に基づき、ユーロ市場で発行される。

本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌヴィ（以下「ユーロクリア」という。）および/または（場合により）クリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム」という。）によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2016年7月29日付約款（以下「約款」という。）の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。）にも上場されない予定である。

（注1） 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

（注2） 本社債の償還は、本社債が償還日より前に償還または買入消却されない限り、償還日に、満期償還額（下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、償還日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 満期における償還」、「(B) 税制上の理由による期限前償還」、「(C) 特別税制償還」、「(D) 規制上の理由による期限前償還」および「(E) 不可抗力事由による期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

（注3） 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）からA-の長期発行体格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan/>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	受渡期日	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2021年3月3日から同年3月30日まで	額面金額100万円以上 額面金額100万円単位	なし	2021年3月31日（日本時間）	下記の売出取扱人の日本における本店および各支店(注1)	該当事項なし	該当事項なし

(注1) 売出人は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関（以下「売出取扱人」という。）に、本社債の売出しの取扱業務を委託している。ただし、売出取扱人の一部の店舗ではかかる業務を取り扱っていない。

名称：株式会社新生銀行
 住所：東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出取扱人を通じて売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

(注3) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）または英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、()指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、()指令2016/97/EU（その後の改正または全面改定を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは()規則（EU）2017/1129号において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAまたは英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含む。以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、EEAまたは英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

(注4) 本社債には寄付条項が付されており、発行会社は発行された本社債の額面金額の0.01%をCARE France（ケア・フランス）に寄付する。なお、当該寄付条項が付されていることによって本社債の条件が変わることはない。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、S&P500株価指数の動向により直接的に影響を受ける。したがって、株式投資に係るリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したのではない。

なお、本項に使用される用語の定義については下記「 本書における定義」を参照のこと。

元本リスク

本社債の償還は、ノックイン事由が発生した場合、原則として、計算代理人が算定した満期償還額の支払いをもって行われる（下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還」を参照のこと。）。かかる場合、各本社債の満期償還額は、S&P500株価指数により直接影響を受け、当初投資された額面金額を大きく下回る可能性がある。また、S&P500株価指数に調整事由（同項を参照のこと。）等が生じた場合、本社債は、期限前に償還されることがあり、この場合の償還額は当初投資された額面金額を大きく下回る可能性がある。

投資家は、申込期間中を含めS&P500株価指数の動向に常に留意すべきである。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、S&P500株価指数の水準に対して何ら保証をすることはなく、S&P500株価指数とそれらの動きに対して一切の責任を負わない。

投資利回りリスク

上記「元本リスク」に記載のとおり、ノックイン事由が発生したことにより、各本社債の満期償還が計算代理人が算定した満期償還額の支払いにより行われる場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、S&P500株価指数が本社債発行後上昇し、ノックイン事由が発生しなかった場合には、本社債の満期償還額は額面金額の100%となるため、投資家はS&P500株価指数の上昇分を享受することができない。

配当

S&P500株価指数は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場（流動性リスク）

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、本社債を買い取る義務を負わない。このため、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、本社

債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は、非流動的であるため、償還日前の本社債の売買価格は、S&P500株価指数の水準、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

中途売却価格に影響する要因（価格変動リスク）

本社債の償還額は下記「本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」に記載の条項に従って決定される。償還日前の本社債の価値および売買価格は様々な要因に影響される。ただし、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定であり、ある要因のみが変動したと仮定した場合に予想される本社債の売買価格への影響を例示した。

S&P500株価指数

一般的に、S&P500株価指数の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、S&P500株価指数の上昇は本社債の価値に良い影響を与えると予想される。

配当利回りと株式保有コスト

一般的に、S&P500株価指数の構成銘柄の配当利回りの上昇またはS&P500株価指数およびS&P500株価指数に係る先物の保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、S&P500株価指数の構成銘柄の配当利回りの下落またはS&P500株価指数およびS&P500株価指数に係る先物の保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

S&P500株価指数の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表す。多くの場合はS&P500株価指数の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の低下は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いはS&P500株価指数の水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

金利

一般的に、円金利の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、円金利の下落は本社債の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは、S&P500株価指数の水準や本社債の償還日までの期間により変動する。

発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

発行会社の財政状態、経営成績および信用状況

発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

本社債に影響を与える市場活動

計算代理人およびその関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を経常的に行うことができる。計算代理人またはその関連会社は、

法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の価格およびS&P500株価指数に影響を与える可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

最終評価価格と満期償還額・損失額の関係（額面100万円あたり）

（行使価格を3,800ポイントと仮定した場合（注））

最終評価価格	満期償還額	損失額
4,560（行使価格×120%）	1,000,000円	0円
4,370（行使価格×115%）	1,000,000円	0円
4,180（行使価格×110%）	1,000,000円	0円
3,990（行使価格×105%）	1,000,000円	0円
3,800（行使価格×100%）	1,000,000円	0円
3,610（行使価格×95%）	950,000円	50,000円
3,420（行使価格×90%）	900,000円	100,000円
3,230（行使価格×85%）	850,000円	150,000円
3,040（行使価格×80%）	800,000円	200,000円
2,850（行使価格×75%）	750,000円	250,000円
2,660（行使価格×70%）	700,000円	300,000円
2,470（行使価格×65%）	650,000円	350,000円
2,280（行使価格×60%）	600,000円	400,000円
2,090（行使価格×55%）	550,000円	450,000円
1,900（行使価格×50%）	500,000円	500,000円
1,710（行使価格×45%）	450,000円	550,000円
1,520（行使価格×40%）	400,000円	600,000円
1,330（行使価格×35%）	350,000円	650,000円
1,140（行使価格×30%）	300,000円	700,000円
950（行使価格×25%）	250,000円	750,000円
760（行使価格×20%）	200,000円	800,000円
570（行使価格×15%）	150,000円	850,000円
380（行使価格×10%）	100,000円	900,000円

190 (行使価格×5%)	50,000円	950,000円
0 (行使価格×0%)	0円	1,000,000円

(注) 行使価格は、条件設定日におけるS&P500株価指数終値をもとに決定される。

本書における定義

- 「S&P500株価指数」とは、本取引所で取引される株式銘柄の株価指数であるS&P500指数としてインデックス・スポンサーが計算し、公表している値をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「インデックス・スポンサー」とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーをいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「本取引所」とは、S&P500株価指数の構成銘柄の取引が主に行われている取引市場としてインデックス・スポンサーが決定するものをいう。
- 「関連取引所」とは、シカゴ・マーカントイル取引所、その後継の取引市場もしくは相場システムまたはS&P500株価指数の先物取引もしくはオプション取引を一時的に移して行う代替的な取引市場もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、S&P500株価指数の先物取引またはオプション取引に関し、かかる臨時の代替的な取引市場または相場システムにおいて、当初の関連取引所と同等の流動性があると判断した場合に限る。)をいう。
- 「S&P500株価指数終値」とは、インデックス・スポンサーが発表したS&P500株価指数の公式な最終の水準をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

- 「評価日」とは、
条件設定日および償還日の10予定取引所営業日前の日をいう。ただし、当該日が障害日（下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生の帰結」に定義する。）である場合、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生の帰結」の規定に服する。疑義を避けるために、上記の10予定取引所営業日前の日は当該日において決定され、その後にかかる評価日と償還日の間の予定取引所営業日の日数が変わった場合でも調整は行わないことを明記する。
- 「予定取引所営業日」とは、
(a)各本取引所および関連取引所がそれぞれの通常取引セッションの間の取引のために営業を予定しており、かつ、(b)インデックス・スポンサーがS&P500株価指数の終値を発表することを予定している日をいう。
- 「当初価格」とは、
条件設定日におけるS&P500株価指数終値として計算代理人が決定するものをいう。なお、上記に従い決定された当初価格は、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「行使価格」とは、
当初価格の100.00%に相当する価格をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「条件設定日」とは、
2021年3月31日をいう。
- 「ロックイン事由」とは、
計算代理人がその単独の裁量により、S&P500株価指数終値が、観測期間中の予定取引所営業日（障害日を除く。）に一度でもロックイン価格と等しいか、またはそれを下回る価格であったと決定した場合をいう。
- 「ロックイン価格」とは、
行使価格の69.00%に相当する価格（小数第3位以下を切り捨てる。）をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「観測期間」とは、
条件設定日の直後の予定取引所営業日（同日を含む。）から満期償還額計算日（同日を含む。）までの期間をいう。

- 「最終評価価格」とは、満期償還額計算日におけるS&P500株価指数終値として計算代理人が決定するものをいう。ただし、下記「本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「満期償還額計算日」とは、償還日の直前の評価日をいう。
- 「計算代理人」とは、ソシエテ・ジェネラルをいう。計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、上記「1 売出有価証券 - 売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2021年3月31日（利息起算日）（同日を含む。）から償還日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が償還日より前に償還または買入消却されない限り、2021年6月30日、2021年9月30日、2021年12月30日および償還日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。各利払日に支払われる利息額は、額面金額100万円の各本社債につき6,500円である。

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われない。

(B) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

- () 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日
- () 本社債に関して支払うべき金額の全額を財務代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

(2) 償還および買入れ

(A) 満期における償還

本社債が償還日より前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、償還日に、以下の金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。ただし、下記「S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

- (イ) ノックイン事由が発生しなかった場合には、額面金額の100%
- (ロ) ノックイン事由が発生した場合には、計算代理人が下記の算式に従って算出する金額

$$\text{満期償還額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{最終評価価格}}{\text{行使価格}}$$

（1円未満の端数は四捨五入する。ただし、上記の算式に従って算出された金額が0円未満である場合には0円とし、額面金額を超える場合には額面金額とする。）

S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生

・ 障害日の発生の帰結

「障害日」とは、(a)本取引所または関連取引所がその通常取引セッションの間の取引のための営業を行わないか、(b)市場障害事由（以下に定義する。）が発生するか、または(c)インデックス・スポンサーがS&P500株価指数終値を発表しない予定取引所営業日をいう。

「市場障害事由」とは、評価時刻（以下に定義する。）直前の1時間間に（ ）取引障害（以下に定義する。）もしくは（ ）取引所障害（以下に定義する。）が発生もしくは存在し、計算代理人が重要であると決定すること、または（ ）早期終了（以下に定義する。）をいう。

「評価時刻」とは、予定終了時刻（以下に定義する。）または（本取引所が予定終了時刻よりも前に取引を終了した場合に）本取引所の実際の終了時刻をいう。

「予定終了時刻」とは、各本取引所または関連取引所について、当該本取引所または関連取引所の平日の予定された終了時刻（時間外または通常取引セッション外の取引は考慮しない。）をいう。

「取引障害」とは、(a)本取引所におけるS&P500株価指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関する取引の停止もしくは制限、または(b)関連取引所におけるS&P500株価指数に関する先物取引もしくはオプション取引に関する取引の停止もしくは制限であって、当該本取引所または関連取引所の許容する限度を超える価格の変動その他の理由により、当該本取引所、関連取引所その他の者により行われたものをいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般に、(a)本取引所においてS&P500株価指数の水準の20%以上を構成する有価証券について取引を行うこと、もしくは市場価格を取得すること、または(b)関連取引所においてS&P500株価指数の先物取引もしくはオプション取引を行うこと、もしくはかかる取引の市場価格を取得することを阻害し、または損なわせると計算代理人が決定した事由（ただし、早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、いずれかの取引所営業日（以下に定義する。）において、(a)S&P500株価指数の水準の20%以上を構成する有価証券に係る本取引所または(b)関連取引所が、その予定終了時刻よりも早く終了すること（ただし、当該本取引所または（場合により）関連取引所が、(x)当該取引所営業日における当該本取引所もしくは（場合により）関連取引所の通常取引セッションの実際の終了時刻または(y)当該取引所営業日の評価時刻に実行されるための当該本取引所もしくは関連取引所のシステムへの取引注文の入力の締切時刻のいずれか早い方の1時間以上前にかかる早期の終了を公表した場合を除く。）をいう。

「取引所営業日」とは、(a)各本取引所および関連取引所における取引がその予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、当該本取引所および関連取引所がそれぞれの通常取引セッションの間の取引のために営業を行い、かつ(b)インデックス・スポンサーがS&P500株価指数終値を発表する予定取引所営業日をいう。

評価日として当初指定されていた日（以下「当初評価日」という。）が障害日である場合、評価日はその直後の障害日でない予定取引所営業日とする。ただし、当初評価日の直後の2予定取引所営業日がいずれも障害日である場合は以下のとおりとする。

() 当初評価日の2予定取引所営業日後の日が、障害日であるにもかかわらず、評価日とみなされる。

() 計算代理人が、当該2予定取引所営業日後の日の評価時刻におけるS&P500株価指数の水準の誠実な見積額を算定し、そのように算定されたS&P500株価指数の水準の誠実な見積額がS&P500株価指数終値であるとみなされる。計算代理人によるかかる算定は、最初の障害日の発生の直前に効力を有していたS&P500株価指数の水準の算式および算定方法に従って、S&P500株価指数を構成する

各有価証券の当該2 予定取引所営業日後の日の評価時刻時点における本取引所での取引価格または指値（障害日を発生させた事象が当該2 予定取引所営業日後の日に関連する有価証券について生じた場合には、当該2 予定取引所営業日後の日の評価時刻における当該有価証券の価値の誠実な見積額）を用いて行われる。

・ 調整事由の発生

A (a) S&P500株価指数がインデックス・スポンサーによって算定されず、発表されない場合であって、計算代理人が許容しうる後継のスポンサー（以下「後継スポンサー」という。）によって算定され、発表される場合または(b) S&P500株価指数が、その算定に用いられる計算と同一もしくは実質的に類似した算式および手法を用いていると計算代理人が判断する後継の指数（以下「後継指数」という。）に置き換えられた場合、当該後継スポンサーにより算定され、発表される指数または（場合により）当該後継指数をS&P500株価指数であるとみなす。

B (a) いずれかの評価日以前に、インデックス・スポンサー（もしくは（場合により）後継スポンサー）がS&P500株価指数に係る算式もしくは算定方法に重大な変更を加え、もしくはその他の方法によりS&P500株価指数に重大な修正（当該算式もしくは方法に規定された、構成要素である有価証券および資本の変動の場合ならびにその他の経常的な事由が発生した場合にS&P500株価指数を保持するための修正を除く。）を加えたと計算代理人が判断した場合（疑義を避けるため、S&P500株価指数の分割、S&P500株価指数の統合その他のS&P500株価指数のパフォーマンスまたは水準のいずれかに関連する事由は「経常的な事由」に該当しないことを明記する。）（以下「指数修正」という。）、(b) いずれかの評価日以前に、インデックス・スポンサー（もしくは（場合により）後継スポンサー）がS&P500株価指数の算定および発表を行わず、かつ、そのような事態がソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社の本社債に関するヘッジに重大な影響を及ぼす可能性があるとして計算代理人が判断した場合（以下「指数障害」という。）、または(c) インデックス・スポンサー（もしくは（場合により）後継スポンサー）が恒久的にS&P500株価指数の算定を中止し、かつ後継指数が存在しないと計算代理人が判断した場合（以下「指数中止」といい、指数修正および指数障害とあわせて、それぞれを「指数調整事由」という。）、計算代理人は、本社債の要項に定められる、支払われるべき金額または条件が成就したか否かを決定するために用いられる算式による算定を、発表されたS&P500株価指数の代わりに、計算代理人が当該指数調整事由の直前におけるS&P500株価指数の算式および算定方法に従って、当該指数調整事由の直前にS&P500株価指数を構成していた有価証券（その後本取引所への上場が廃止された有価証券を除く。）のみを用いて決定した当該評価日の評価時刻におけるS&P500株価指数の水準を用いて行う。

計算代理人は、上記の措置をとらない場合、当該事由を本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなすことができる。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、上記の(a)ないし(c)の事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して期限前償還額（下記「(B) 税制上の理由による期限前償還」に定義する。）を支払う。

・ S&P500株価指数終値の修正

本取引所またはインデックス・スポンサーが発表する価格または水準であって、本社債に基づいて行われる計算または決定に用いられるものが事後的に修正され、かかる修正が当初の発表後（ただし、本社債に係る償還日その他の支払期日の4 営業日前の日まで）に当該本取引所またはインデックス・スポンサーにより発表され、公に入手可能なものとされた場合、計算代理人は、当該修正の結果支払われるべき金額を決定し、必要な範囲で当該修正を反映するために本社債の要項を調整する。

ただし、上記の「4営業日前」については、ユーロクリアおよびクリアストリームに適用される規則に従って計算代理人が決定するその他の期限であるとみなされる場合がある。

・ 法律変更、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加および保有制限事由の発生ならびにその帰結

「法律変更」とは、(a)発行日または(b)ヘッジ・ポジション（以下に定義する。）の取引日のいずれか早い方の日以後に、(A)適用ある法令（租税、支払能力または自己資本規制に係る法令を含むが、これに限られない。）の採択もしくは改正が行われたこと、または(B)管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈が発表もしくは変更されたこと（課税当局による措置または管轄権を有する裁判所において行われた行為を含む。）により、S&P500株価指数に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかとの間で締結した契約をソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが維持することが法律に違反することになったと計算代理人が誠実に判断することをいう。

「ヘッジ障害」とは、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、商業上合理的な努力を行った後も、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結および義務の履行を行うことによる市場リスクその他の関連する価格リスク（社債価格のリスク、信用価格のリスク、通貨リスク、株価リスク、配当リスク、金利リスク、為替リスクおよびワラント価格のリスクを含むが、これらに限られない。）をヘッジするために必要であると考える取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約および/もしくは処分を行うこと、または(b)ヘッジ・ポジションもしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の受取金を（ヘッジ・ポジションの法域（以下「関連法域」という。）内の口座間において、もしくは関連法域内の口座から関連法域外の口座に対して）自由に実現させ、回収し、受領し、送金し、もしくは移転させることのいずれかができないことをいう。

「ヘッジ費用増加」とは、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結および義務の履行を行うことによる市場リスクその他の関連する価格リスク（社債価格のリスク、信用価格のリスク、通貨リスク、株価リスク、配当リスク、金利リスク、為替リスクおよびワラント価格のリスクを含むが、これらに限られない。）をヘッジするために必要であると考える取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行い、または(b)ヘッジ・ポジションもしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の受取金を自由に実現させ、回収し、受領し、送金し、もしくは移転するために、（ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが本社債に係るヘッジ・ポジションを取得した日における状況と比較して）著しく高額な公租公課、費用または手数料（委託手数料を除く。）を負担することとなることをいう。

「保有制限事由」とは、仮想投資家（以下に定義する。）がソシエテ・ジェネラルおよび/またはその関連会社のいずれかであると仮定した場合、ソシエテ・ジェネラルおよびその関連会社が保有する制限対象であるS&P500株価指数のいずれか一つの構成銘柄に係る持分の合計が、当該構成銘柄またはその発行者のいずれかの種類の議決権付証券について、ドッド・フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法第619節により改正された1956年銀行持株会社法（以下「ヴォルカー・ルール」という。）（かかる法令に基づいて関係政府機関が定め、またはかかる法令との関係で関係政府機関が発行した要求、規制、規則、指針または指令を含む。）において許容され、またはヴォルカー・ルールとの関係で遵守

することが望ましいとソシエテ・ジェネラルが判断する割合を超える（直接的または間接的な）所有、支配または議決権を構成し、または構成することが見込まれることをいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家による、（個別に、またはポートフォリオ・ベースで）償還日に支払期限を迎える本社債に基づく（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家の債務の一部についてヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび/または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは責任（名称を問わない。）の購入、売却、締結または維持をいい、未償還の各本社債に比例的に割り当てられる。ただし、中間完全清算日（以下に定義する。）が償還日の4営業日前の日までに生じない場合、ヘッジ・ポジションは中間ヘッジ・ポジション（以下に定義する。）を含む。なお、上記の「4営業日前」については、ユーロクリアおよびクリアストリームに適用される規則に従って計算代理人が決定するその他の期限であるとみなされる場合がある。

「中間完全清算日」とは、各利払日について、中間ヘッジ・ポジションの清算金（特に、かかる中間ヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任（もしあれば）を、かかる中間ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることによるものを含む。）が（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家によって全額受領されたとみなされる日として計算代理人が決定する日をいう。

「中間ヘッジ・ポジション」とは、（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家による、（個別に、またはポートフォリオ・ベースで）利払日に支払期限を迎える本社債に基づく（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家の債務の一部についてヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび/または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは責任（名称を問わない。）の購入、売却、締結または維持をいい、未償還の各本社債に比例的に割り当てられる。

「仮想投資家」とは、(a)関係法域（以下に定義する。）、現地法域（以下に定義する。）および/もしくは租税居住法域（以下に定義する。）の租税に係る法令における（場合により）適用ある関連法域、現地法域および/もしくは租税居住法域の居住者または(b)適用ある租税条約もしくは関連する法律もしくは取決めに基づいて現地租税（以下に定義する。）に関して何らかの返金、クレジットその他の利益、免除もしくは減額が生じる可能性のある法域の居住者ではない仮想の機関投資家をいう。

「関係法域」とは、いずれかの構成銘柄の発行者の設立法域または組織法域における関連する当局をいう。

「現地法域」とは、本取引所の所在地である法域をいう。

「租税居住法域」とは、現地法域またはいずれかの構成銘柄の発行者の税法上の居住地である法域をいう。

「現地租税」とは、いずれかの法域における課税当局により課される租税公課その他これに類する費用（それぞれの場合において、それに係る利息および罰金を含む。）であって、何らかの適用ヘッジ・ポジション（以下に定義する。）に関して仮想投資家が源泉徴収を受け、支払い、またはその他の方法により負担することとなるもの（ただし、仮想投資家の純利益全体について課される法人税を除く。）をいう。

「適用ヘッジ・ポジション」とは、商業上合理的な方法で行動する仮想投資家が、当該時点において本社債についてヘッジを行うために必要であると考えらるであろうとソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが判断するヘッジ・ポジションをいう。

発行日以降にヘッジ費用増加が生じた、または生じたと見込まれると計算代理人が判断した場合には、計算代理人は、ヘッジ費用増加が発生した後の利払日において各本社債につき発生する利息額（もしあれば）から、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが本社債に基づく発行会社の支払義務をヘッジするヘッジ・ポジションに関して負担する新規のまたは追加的な租税公課、費用または手数料であって、ヘッジ費用増加を発生させたものの金額（かかる金額は未償還の本社債に比例的に割り当てられる。）（以下「控除額」という。）を控除することができる。ただし、控除額が利息額から控除されるべき利払日において、一つの本社債に係る控除額が当該利払日において一つの本社債につき発生する利息額（控除額を控除する前のもの）を上回る場合、当該利息額は0円まで減額され、控除額と利息額（控除額を控除する前のもの）の差額は、それ以降の利払日（もしあれば）において発生する利息額から控除される。控除額の全部または一部が最終の利払日の到来後も控除されない場合、控除額の残額は、期限前償還額または満期償還額のうちいずれか最も早く到来したのから控除される（ただし、かかる控除の結果は0円を下限とする。）。

また、発行日以降に法律変更、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加または保有制限事由が生じた、または生じたと見込まれると計算代理人が判断した場合（かつヘッジ費用増加の場合に限り、計算代理人が上記に従った控除を行わない場合）、計算代理人は、誠実に行為して、当該事由を本社債の期限前償還を発生させる事由とみなすことができる。その場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。

・ 管理者 / 対象ベンチマーク事由

発行日以後にS&P500株価指数について管理者 / 対象ベンチマーク事由（以下に定義する。）が生じた、または生じたと見込まれると計算代理人が判断した場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。

(A) S&P500株価指数について、関連する事由または状況を考慮するために計算代理人が適切であると判断する調整を行う。かかる調整には、同一の経済的分野または地理的領域を反映する後継の指数の選定および本社債の要項のその他の変更または調整（場合により、当該後継の指数に対するエクスポージャーを提供する発行会社の費用の増加、および後継の指数が複数存在する場合は、後継の指数の間でのエクスポージャーの配分を行う発行会社の費用の増加を反映するための調整を含む。）が含まれる場合があるが、これらに限定されない。

(B) 計算代理人が上記(A)に基づく調整を行わなかった場合、計算代理人は、誠実に行為して以下のいずれかの措置をとることができる。

() 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。

() 下記「(H) 償還日までの金銭化」の規定を適用する。

「管理者 / 対象ベンチマーク事由」とは、いずれかの対象ベンチマーク（以下に定義する。）について、対象ベンチマーク修正 / 中止事由（以下に定義する。）、非承認事由（以下に定義する。）、拒絶事由（以下に定義する。）または停止 / 撤回事由（以下に定義する。）が発生したと計算代理人が判断することをいう。

「対象ベンチマーク」とは、BMR（以下に定義する。）に定義されるベンチマークに該当する数値であって、本社債に基づき支払われ、もしくは交付される金額または本社債の価値が当該数値の全部または一部を参照することにより決定されるものとして計算代理人が決定するものをいう。

「対象ベンチマーク修正/中止事由」とは、対象ベンチマークについて、以下のいずれかが発生し、または将来発生することをいう。

- (a) 当該対象ベンチマークの重要な変更
- (b) 当該対象ベンチマークの提供の恒久的な、または無期限の取消または中止
- (c) 規制当局その他の公的機関による当該対象ベンチマークの使用の禁止

「BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則（EU）2016/1011号）をいう。

「非承認事由」とは、対象ベンチマークに係る以下のいずれかの事由をいう。

- (a) 対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーについて、何らかの許可、登録、認定、承認、同等性決定または認可が取得されていない、または将来取得されないこと。
- (b) 対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーが公式の登録簿に掲載されていない、または将来掲載されなくなること。
- (c) 対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーが、本社債、発行会社、計算代理人または対象ベンチマークについて適用される法律上または規制上の要件のいずれかを満たさない、または将来満たさなくなること。

いずれの場合も、発行会社、計算代理人その他の事業体のいずれかが本社債に関する債務を履行するための適用法令に基づく要件に従う。疑義を避けるため、対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーが、その許可、登録、認定、承認、同等性決定または認可が停止されたことを理由に、公式の登録簿に掲載されない、または将来掲載されなくなる場合であって、当該停止の時点で、本社債について、当該停止の期間中に対象ベンチマークを引き続き提供および使用することが適用法令上認められている場合には、非承認事由は発生しないことを明記する。

「拒絶事由」とは、対象ベンチマークについて、権限を有する関連当局その他の関連する公的機関が、発行会社、計算代理人その他の事業体のいずれかが本社債に関する債務を履行するために適用法令上求められる本社債、対象ベンチマークまたはベンチマークの管理者もしくはスポンサーに関する許可、登録、認定、承認、同等性決定、認可または公式の登録簿への掲載に係る申請を拒絶もしくは拒否し、または将来拒絶もしくは拒否することをいう。

「停止/撤回事由」とは、対象ベンチマークについて、以下のいずれかが発生することをいう。

- (a) 権限を有する関連当局その他の関連する公的機関が、発行会社、計算代理人その他の事業体のいずれかが本社債に関する債務を履行するために適用法令上求められる対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーに関する許可、登録、認定、承認、同等性決定または認可を停止もしくは撤回し、または将来停止もしくは撤回すること。
- (b) 発行会社、計算代理人その他の事業体のいずれかが本社債に関する債務を履行するために適用法令上掲載されていることが要求され、または将来要求される公式の登録簿から、対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーが抹消され、または将来抹消されること。

疑義を避けるため、当該許可、登録、認定、承認、同等性決定または認可が停止され、または将来停止された場合、または公式の登録簿への掲載が撤回され、または将来撤回された場合であって、当該停止または撤回の時点で、本社債について、当該停止または撤回の期間中に対象ベンチマークを引き続き

提供および使用することが適用法令上認められている場合には、停止 / 撤回事由は発生しないことを明記する。

疑義を避けるため、上記は本社債のその他の規定に付加されるものであり、かかるその他の規定の効力を否定するものではないことを明記する。かかる規定に基づき、管理者 / 対象ベンチマーク事由の対象となる事由の発生について、その他の帰結が適用されることになりうる場合、発行会社はその単独の完全な裁量により、いずれの規定を適用すべきかを決定する。

- ・ 重大事由の発生

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、計算代理人が、その単独の完全な裁量により、償還日またはそれよりも前に、発行会社による本社債に基づく債務の履行に重大な悪影響を及ぼしうる事由が発生したと判断した場合、発行会社は、本社債の全部（一部は不可。）を、かかる決定後可能な限り速やかに、期限前償還額で償還する。

- ・ 通知

計算代理人が重要であると判断する調整を生じさせる事由またはS&P500株価指数に影響を及ぼす特別な事由が生じた場合、計算代理人は発行会社に対して、計算代理人が行った関連する調整または決定について通知し、発行会社はそれを下記「(9) 通知」に従って財務代理人および本社債権者に通知する。本社債権者は、計算代理人の所定の住所において、かかる調整または決定の詳細に関する情報を請求により入手することができる。

S&P500株価指数に関する情報

- ・ 概略

S&P500株価指数は、定期的に会合を行うS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（以下「S&P DJI」という。）のS&P指数委員会（S&P DJIの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P500株価指数は、米国株式市場およびかかる市場を通じて米国経済を反映するように設計されている。S&P500株価指数は米国株式市場の中でも大型株に焦点を合わせているが、その時価総額は米国株式市場のかなりの部分を占めているため、かかる市場の全体の動きを表す指標である。S&P500株価指数に含まれている企業は主要セクターの大手企業とみなされている。

- ・ 算出方法

S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。このガイドラインの完全な詳細（指数の追加および除外に関する基準、方針文書および研究論文を含む。）はインターネット上のウェブサイト（us.spindices.com/indices/equity/sp-500）に掲載されている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500株価指数と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

- ・ 指数への銘柄追加に関する基準

- ・ 米国企業

決定要因には、企業の資産および収入の拠点、企業構造、米国証券取引委員会（SEC）の提出書類の種類ならびに取引所上場が含まれる。

- ・ 時価総額

61億米ドル以上の時価総額を有する企業であること。かかる最低額は、市場状況に沿うよう随時見直しが行われる。

・ 公開株

少なくとも50%が公開株であることを要する。

・ 財政的実行可能性

企業は、「公表利益」が一般会計原則に基づく純利益（非継続事業および特別損益項目を除く。）として定義される場合には、公表利益が直近連続4四半期の合計および直近四半期においてプラスでなければならない。

・ 十分な流動性および合理的な価格

浮動株修正後の企業の時価総額に対して取引された年間の米ドル価値の比率は、0.10以上とする。株価が非常に低い場合は、株式の流動性に影響を及ぼす可能性がある。

・ セクターの代表性

企業の産業分類は、定義された時価総額の範囲内において、世界の適格企業のセクター構成に沿ったセクターバランスの維持に寄与している。

・ 企業タイプ

すべての米国普通株式は、ニューヨーク証券取引所（NYSEアーカ取引所およびNYSEアメリカン証券取引所を含む。）ならびにナスダック証券取引所に上場されている。リートは、これに含まれる対象となっている。クローズド・エンド型ファンド、ETF、ADR、ビジネス・デベロップメント・カンパニー（BDC）および特定のその他のタイプの証券は、これに含まれる対象となっていない。詳細については、上記「算出法」を参照のこと。継続的に指数の構成銘柄である企業は、必ずしもこれらのガイドラインに従っていない。S&P指数委員会は、指数の構成銘柄の不必要な入替を最小限にするように努め、構成銘柄の削除は、臨機応変に決定される。

・ 構成銘柄の削除基準

指数の基準を一つ以上、大幅に違反した企業。

指数の基準を満たさなくなるような合併、買収または重要な再編に関わった企業。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページ

本書において、「S&P500株価指数」には、S&P500株価指数またはそれを承継する指数を含む。なお、本書中のS&P500株価指数に関する情報は、随時変更または更新されることがある。最新の情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページを参照のこと。

・ 免責

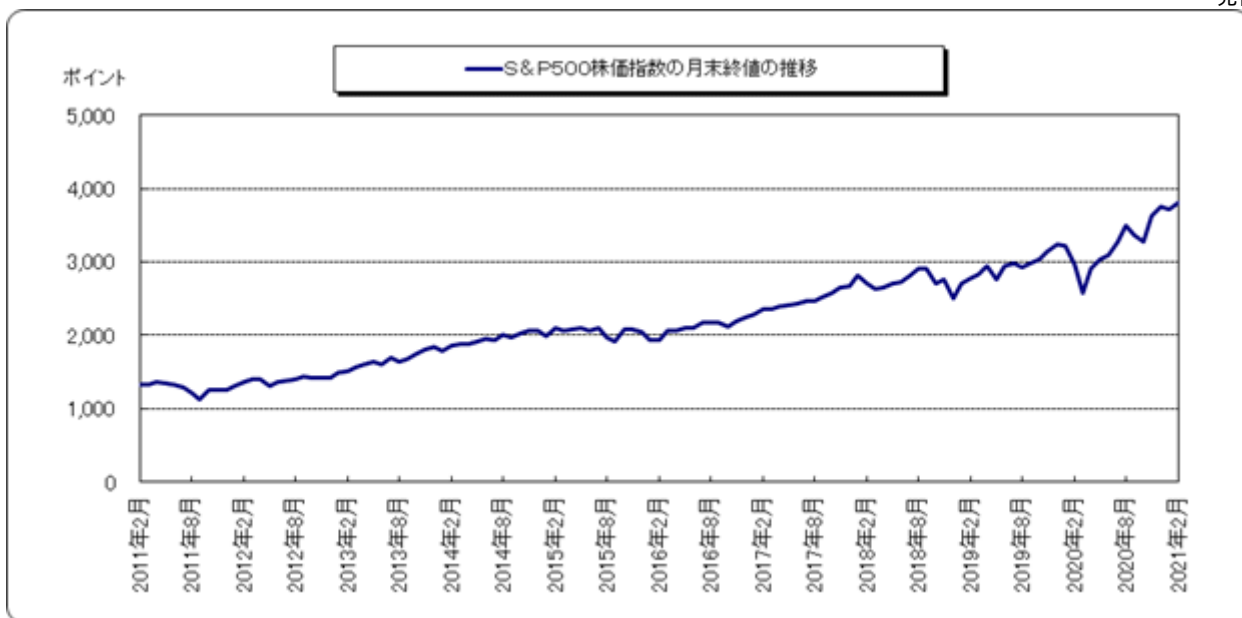
Standard & Poor'sおよびS&Pは、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エルエルシー（以下「スタンダード&プアーズ」という。）の登録商標であり、Dow Jonesは、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エルエルシー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標である。これらの登録商標は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーに対して許諾が与えられており、発行会社による一定の目的のための利用について再利用許諾が与えられている。S&P500株価指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーの商品であり、発行会社に対して利用許諾が与えられている。本社債は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー、ダウ・ジョーンズ、スタンダード&プアーズまたはそれらの関連会社（以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」と総称する。）のいずれによっても支持、保証、販売または販売促進されるものではない。S&Pダ

ウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも、本社債の所有者または公衆に対して、有価証券一般もしくは特定の当社債に投資することの妥当性またはS&P500株価指数が一般的な市場の動向に追随する能力について、何ら表明または保証するものではない。S&P500株価指数に係るS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの発行会社との関係は、S&P500株価指数ならびに一定の商標、サービス・マークおよび商品名についての利用許諾を与えることのみである。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500株価指数に関する決定、作成および計算を、発行会社または本社債を考慮に入れずに行う。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500株価指数に関する決定、作成および計算において、発行会社または本社債の所有者の要求を考慮に入れる義務を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の価格もしくは金額、本社債の発行もしくは販売の時期または本社債を決済する計算式の決定もしくは計算に責任を負わず、またこれらに参与していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の管理、マーケティングまたは取引に関して何らの義務または責任も負わない。S&P500株価指数に基づく投資金融商品が、指数の値動きに正確に追随し、または投資利益を生む保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーは、投資顧問業者ではない。ある銘柄の指数への組入れは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによる当該銘柄の購入、売却または保有の推奨ではなく、また、投資助言とみなされない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500株価指数もしくはそれに関する一切のデータまたはこれらに関するすべての交信（口頭または書面による交信（電子的な交信を含む。）を含むが、これらに限られない。）の妥当性、正確性、適時性または完全性を保証しない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、これらにおけるいかなる誤り、遺漏または遅延についても責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500株価指数またはそれに関するデータについて、その特定の目的もしくは使用の商業性もしくは適切性または発行会社、本社債の所有者その他の者もしくは組織がそれを使用することによって得られる結果について、明示的にも黙示的にも保証を行わず、これらに関するあらゆる保証責任を明示的に否認する。以上に限らず、間接損害、特別損害、付随損害、懲罰的賠償責任または結果損害（逸失利益、取引損失または時間もしくは信用の喪失を含むが、これらに限られない。）について、これらの損害の可能性について通知されていたとしても、契約責任、不法行為責任、厳格責任その他を問わず、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは一切の責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの利用許諾者を除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスと発行会社との間の契約または取決めに関し、受益者となる第三者は存在しない。

S&P500株価指数の過去の推移

下記のグラフは、表示期間中の各月の最終取引日のS&P500株価指数の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500株価指数がどのように推移したかを参考のために記載するものであり、このS&P500株価指数の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間においてS&P500株価指数が下記のように変動したことによって、S&P500株価指数が本社債の評価日または償還日に同様に変動することを示唆するものではない。



出典：ブルームバーグ・エルピー

(B) 税制上の理由による期限前償還

発行会社は、以下の場合、財務代理人および（下記「(9) 通知」に従って）本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知を行うことにより、いつでも本社債の全部（一部は不可。）をその期限前償還額（以下に定義する。）で償還する。

- () 租税法域（以下に定義する。）の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であり、かつ、
- () 発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「期限前償還額」とは、計算代理人が決定する本社債の償還の期日における公正市場価額に相当する金額をいい、（本社債権者に対して公正市場価格を償還する上で回避することができない費用を考慮した後）かかる期限前償還がなければ当該期限前償還日より後に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。疑義を避けるために、債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）の発生後における期限前償還額の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する（この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができるものとみなされる。）。計算代理人が上記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還日（同日を含まない。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、いかなる利息（経過利息であれ何であれ）またはその他何らの金額も支払う義務を負わない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数（以下に定義する。）に基づいて行われる。

「日数調整係数」とは、直前の利払日または（先行する利払日が存在しない場合には）利息起算日（同日を含む。）から当該支払いの期日（同日を含まない。）までの期間の日数（かかる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成される360日であるとして計算される。）を360で除した数をいう。

(C) 特別税制償還

発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払いに関する取決めににもかかわらず、租税法域の法令に基づき本社債の元利金の次回の支払いの際に、期限が到来した金額の全額を本社債権者または利札の所持人に支払うことを禁止される場合、発行会社は、直ちに財務代理人に対しかかる事実を通知し、下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対し7日以上45日以内の事前の通知を行うことにより、本社債の全部（一部は不可。）を期限前償還額で発行会社が本社債または利札に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払いを行うことが実務的に可能な最終の利払日（ただし、かかる利払日は、発行会社が本社債に関してその時点で期限が到来している全額の支払いを行うことが実務的に可能な最終日よりも前の日とすることはできない。）または（かかる日がすでに経過している場合には）その後実務上可能な限り速やかに償還する。

(D) 規制上の理由による期限前償還

本項に基づいて規制事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社は、本社債を償還することができる。

規制事由が発生した場合、発行会社は、財務代理人および（下記「(9) 通知」に従って）本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行うことにより、本社債の全部（一部は不可。）をその期限前償還額で償還する。

「規制事由」とは、発行会社および/もしくはその他の立場（本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。）におけるソシエテ・ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社（以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ・ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。）のいずれかに関する法令変更（以下に定義する。）が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

() いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行するために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用（名称の如何にかかわらず。）の金額または担保提供義務が（当該事由が発生する前の状況と比較して）著しく増加すること（本社債の発行に関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。）。

() 規制事由関係者のいずれかが、(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持もしくは償還し、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行に関して利用しうるその他の取引に係る資産（もしくはかかる資産に対する持分）について取得、保有、資金提供もしくは処分を行い、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ・ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の間で締結された契約に関する義務を履行し、または(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行い、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うために、発行日時点で保有していない免許、承認、許可もしくは登録を政府もしくは政府間の、もしくは国際的な機関、組織、省庁もしくは部局から取得しなければならなくなり、または新たな規制を遵守するために定款を変更しなければならなくなること。

() 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「法令変更」とは、()発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則（関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。）が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、()発行日時点ですでに効力を生じていたが、発行日時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する新たな法令もしくは規則（関連する租税に係る法令もしくは規則を含

むが、これに限られない。)が施行もしくは適用されること、または()発行日時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関(発行日時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。)による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

(E) 不可抗力事由による期限前償還

不可抗力事由(以下に定義する。)が発生した場合、発行会社は、財務代理人および(下記「(9)通知」に従って)本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行い、本社債の全部(一部は不可。)をその期限前償還額で償還する。

「不可抗力事由」とは、発行日以後に、規制事由関係者の責めによらない事由の発生または国家の行為により、規制事由関係者が本社債に基づく義務を履行することが不可能になり、そのことにより本社債を存続させることが確定的に不可能になることをいう。

(F) 引受けおよび買入れ

発行会社は、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を引き受け、かつ/または買入れる権利を有する(ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに買入れる。))。

発行会社により引き受けられ、または買入れられた本社債はすべて、フランスの通貨金融法典第L.213-0-1条および第D.213-0-1条に従って引き受け、または買入れ、かつ保有することができる。

(G) 消却

発行会社により、または発行会社のために、消却のために買入れられた本社債は、すべて直ちに(確定社債券の場合には、当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の利札すべてとともに)消却される。買入消却された本社債はすべて、(確定社債券の場合には、本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに)財務代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(H) 償還日までの金銭化

上記「(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生、管理者/対象ベンチマーク事由」の規定に基づいて計算代理人が本項に基づく金銭化を適用することを選択した場合、発行会社は、(1)当初利払日に支払うことが予定されていた利息額および/または(2)償還日における満期償還額の支払いを行う債務を負わず、それに代えて、その債務の完全かつ最終的な履行として、下記(イ)または(ロ)に定める金額の支払いを行う。

(イ) 発行会社は、利息額に関して、各本社債について、(1)各利払日において支払われるべき利息額を支払い、(2)償還日において、() (a) 中間ヘッジ・ポジションを(特に、中間ヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任(もしあれば))を、中間ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることにより)清算した結果、中間完全清算日に(場合により)ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家に残されることとなる正の金額の純額(かかる金額または必要に応じてかかる金額を中間完全清算日における関連直物為替レート(以下に定義する。)を用いて日本円に換算したものを、この規定および複利法(以下に定義する。)との関係で「計算金額」という。)に、(b) (x) 中間完全清算日(同日を含む。)から(y) 償還日の4営業日前の日(同日を含まない。)までの期間(この規定および複利法との関係で「計算期間」という。)に計算金額につき複利法に従って発生する利息を加えた金額と() 上記の利息額との正の差額(もしあれば)に等しい金額として計算代理人が決定した金額を支払う。ただし、上記

の「4営業日前」については、ユーロクリアおよびクリアストリームに適用される規則に従って計算代理人が決定するその他の期限であるとみなされる場合がある。

疑義を避けるため、ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家により中間ヘッジ・ポジションとして保有される資産に係る清算金は、ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家について中間ヘッジ・ポジションに基づいて生じる責任（もしあれば）を消滅させるために優先的に用いられたとみなされること、および上記の計算金額は最小でゼロとなりうることを明記する。

(ロ) 発行会社は、満期償還額に関して、各本社債について、償還日に、(a)ヘッジ・ポジションを（特に、ヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任（もしあれば）を、ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることにより）清算した結果、完全清算日（以下に定義する。）に（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家に残されることとなる正の金額の純額（かかる金額または必要に応じてかかる金額を完全清算日における関連直物為替レートを用いて日本円に換算したものを、この規定および複利法との関係で「計算金額」という。）に、(b)(x)完全清算日（同日を含む。）から(y)償還日の4営業日前の日（同日を含まない。）までの期間（この規定および複利法との関係で「計算期間」という。）に、計算金額につき複利法に従って発生する利息を加えた金額に基づいて計算代理人が決定した金額を支払う。ただし、上記の「4営業日前」については、ユーロクリアおよびクリアストリームに適用される規則に従って計算代理人が決定するその他の期限であるとみなされる場合がある。

疑義を避けるため、ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家によりヘッジ・ポジションとして保有される資産に係る清算金は、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかについてヘッジ・ポジションに基づいて生じる責任（もしあれば）を消滅させるために優先的に用いられたとみなされること、および上記の計算金額は最小でゼロとなりうることを明記する。

「関連直物為替レート」とは、計算代理人が決定する、一定の金額を一定の日に日本円に換算するために用いられる当該金額の表示通貨の日本円への為替レートをいう。

「複利法」とは、利息の金額が、関連する計算期間における各複利期間（以下に定義する。）に係る複利期間金額（以下に定義する。）の合計額に等しいことをいう。

「複利期間」とは、ある計算期間における複利日（以下に定義する。）（同日を含む。）からその直後の複利日（同日を含まない。）までの各期間をいう。

「複利日」とは、ある計算期間における各営業日をいう。

「複利期間金額」とは、ある複利期間に関し、(a)調整後計算金額（以下に定義する。）に(b)複利利率（以下に定義する。）および(c)日数係数（以下に定義する。）を乗じて得られた数値をいう。

「調整後計算金額」とは、(a)ある計算期間の最初の複利期間については、当該計算期間に係る計算金額をいい、(b)当該計算期間におけるその後の複利期間については、当該計算期間に係る計算金額と当該計算期間のそれに先立つ各複利期間に係る複利期間金額の合計に等しい金額をいう。

「複利利率」とは、ある複利期間金額について、発行会社が日本円について提示する年利率として計算代理人が関連する複利期間の初日に決定するものをいい、日本円に関して用いられる特定の複利利率は、計算期間の初日から計算代理人の事務所において提供される。

「日数係数」とは、複利法との関係において、複利期間の正確な日数（初日を含むが、最終日を含まない。）を360で除した数をいう。

「完全清算日」とは、ヘッジ・ポジションの清算金（特に、かかるヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任（もしあれば）を、かかるヘッジ・ポジションの資産の清算金に

より充足させることによるものを含む。)が(場合により)ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家によって全額受領されたとみなされる日として計算代理人が決定する日をいう。

(3) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の円建て口座への振込みまたは被支払人の選択に従いかかる銀行宛の円建て小切手により行われる。

(B) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは(下記の規定に従い)上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは(下記の規定に従い)同様に利札の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国(アメリカ合衆国(その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。))外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者または利札の所持人の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債に係る確定社債券または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

本社債に係る確定社債券の支払期限が到来した場合、当該本社債に関する支払期限未到来の利札(添付されているか否かを問わない。)は無効となり、かかる利札に関する支払いは行われない。本社債が、当該本社債に付される支払期限未到来のすべての利札なしに償還のために呈示された場合、当該本社債について支払われるべき金額の支払いは、発行会社が決定する補償の提供との引換えによってのみ行われる。

本社債に係る確定社債券の償還の期日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または(場合により)利息起算日(同日を含む。)より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する元利金の支払いは、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに(下記の規定に従い)合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、元金および利息の支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または(必要に応じて)ユーロクリアおよびクリアストリームの記録上になされる。

(D) 支払いに関する原則

本社債の大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録上に、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ、発行会社によってかかる大券の所持人に対して

行われた、またはかかる所持人の指示により行われた各金額の支払いについてのかかる者の持分を請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

(E) 会計等に関する法令の遵守

()すべての支払いは、あらゆる法域の会計その他の事項に関する法令および指令（法の適用によるものであるか、発行会社またはその代理人の契約によるものであるかを問わない。）を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わず（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）、また、すべての支払いは、()アメリカ合衆国1986年内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除および()内国歳入法第871条(m)に基づいて要求される源泉徴収または控除の対象となる。かかる支払いに関して、本社債権者または利札の所持人に対して何らの手数料または費用も課されない。ただし、疑義を避けるために、計算代理人が上記「(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還、S&P500株価指数に影響を及ぼす事由の発生、法律変更、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加および保有制限事由の発生ならびにその帰結」に規定されるヘッジ費用増加が発生した場合に同項の最後から2段落目の規定を適用することを計算代理人が選択する権利は妨げられないことを明記する。

(F) 支払営業日

本社債または利札に関する支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、かかる本社債または利札の所持人は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債または利札に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京およびニューヨークならびに（確定社債券の場合には）関連する呈示の場所において、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っている日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金および利息の解釈

本社債の要項において、本社債に係る「元金」という表現には、必要に応じ、()本社債の満期償還額、()本社債の期限前償還額、()下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および()本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含む。

本社債の要項において、本社債に係る「利息」という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

本社債の要項において、本社債に係る「経過利息」という表現には、「(1) 利息、(B) 利息の発生」に規定されるように支払いが停止されている利息の遅滞分を含む。

(H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により日本円を取得できなくなった場合、発行会社は本社債または利札の支払義務を、支払期日の4営業日前の日の正午（パリ時間）における適当な銀行間市場の日本円によるユーロまたは（場合により）米ドルの買値のスポット為替レート（かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート）により換算したユーロ建てまたは米

ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは（場合により）米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

(1) 財務代理人および支払代理人

当初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- () 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（財務代理人がなることができる。）が存在しなければならない。
- () 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人（財務代理人がなることができる。）が存在しなければならない。
- () 計算代理人が存在しなければならない。
- () 常に財務代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルグ (Société Générale Luxembourg) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 L-2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter L-2420 Luxembourg, Luxembourg)
ソシエテ・ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 44312 ナント セデックス 3 BP 18236 リュ デュ シャン ド ティール 32 (32, rue du Champ de Tir, BP 18236 44312 Nantes cedex 3, France)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後にのみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札の所持人に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債は、フランスの通貨金融法典（以下「本法典」という。）第L.613-30-3条第1-3°項に定義される上位優先債務に位置づけられる、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務を構成する。

本社債は、現在および将来において本社債相互間において何らの優先もなく同等かつ比例的であり、また、

- () 法律第2016-1691号（以下「本法律」という。）の施行日である2016年12月11日時点で存在していた発行会社のその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と同順位であり、

- () 本法律の施行日である2016年12月11日の後に発行された発行会社の現在または将来の直接、無条件、無担保かつ上位優先債務（本法典第L.613-30-3条第1-3°項に定義される。）であるすべての他の債務と同順位であり、
- () 法令上の優先権を付与する例外規定の適用を受ける発行会社の現在または将来のすべての債務に劣後し、
- () 発行会社の現在および将来のすべての非上位優先債務（本法典第L.613-30-3条第1-4°項に定義される。）に優先する。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は、期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- () 本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）のいずれかに係る元金または利息の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- () 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること（ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。）。
- () 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会および修正

代理契約は、本社債、利札または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議（以下「特別決議」という。）による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債および利札に関する一定の条項の変更（本社債の償還日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および/もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらに対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない（代理契約により詳細な規定がなされる。）。）を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面総額の3分の1以上を

有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者および利札の所持人の同意なくして、本社債、利札または代理契約の変更のうち、()本社債、利札もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、()本社債権者および/もしくは利札の所持人の利益を著しく害しないもの(ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。)、()明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または()法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者および利札の所持人を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書(以下「租税条約」と総称する。)上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連しうるフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

また、以下の記述は、発行会社の株式を同時に保有していない本社債権者に関連しうるものである。

本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス国外のフランス一般租税法第238-0条Aに定められた一定の非協調国または地域 (*Etats ou territoires non coopératifs*) (以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条A に定められる源泉徴収税が課されない。本社債に基づく支払いがフランス国外で、一定の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条A に基づいて75%の源泉徴収税が適用される(ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)。非協調国のリストは、行政庁による命令により公表され、毎年更新される。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに従い、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において設立された金融機関の帳簿上に開設された口座に対して支払われた場合、発行会社の課税収益の控除対象とはならない(以下「控除除外」という。)。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条以下に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、()税法上のフランス居住者ではない個人に対する支払いについては12.8%、()税法上のフランス居住者ではない法人に対する支払いについては30%(2020年1月1日以降に開始する事業年度については、フランス一般租税法第219-1条に定められる法人税の標準的な税率と同率となる。)、または()フランス国外での一定の非協調国に

において支払いについては75%の税率で、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる源泉徴収税が課される場合がある（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

上記にかかわらず、本社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、本社債の発行にはフランス一般租税法第125条Aに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除除外のいずれも適用されない（以下「本例外」という。）。フランスの公共財政公報 税務B01-INT-DG-20-50-20140211第550号および第990号、B01-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211第70号および第80号ならびにB01-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320第10号に基づき、本社債が下記のいずれかに該当する場合、本社債の発行は、発行会社がかかる本社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- () フランスの通貨金融法典第L.411-1条に定められる公募または非協調国以外の国における公募に相当するものによって勧誘される場合。ここに「公募に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への勧誘書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- () フランスもしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体が非協調国に所在しない場合に限る。）。
- () その発行時において、フランスの通貨金融法典第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債または利札に係る一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

本社債および利札に係る支払いが租税法域の法令に基づいて現在または将来の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）に係る源泉徴収または控除の対象となる場合、発行会社は、法律により許容される限度で、かかる源泉徴収または控除の後、各本社債権者または各利札の所持人が、当該時点で支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払う。ただし、次の場合には、本社債または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債または利札の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債または利札に関するかかる公租公課、賦課または政府課徴金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日（下記「(13) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から30日を超える期間が経過した後に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債または利札を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、()内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他内国歳入法第1471条ないし第1474条、これらに基づく規則もしくは契約、これらの公式解釈もしくはこれらに係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、()第871条(m)規則（以下に定義する。）に従って行われ、または()合衆

国のその他の法律に基づき行われる源泉徴収または控除について、本社債または利札に関し、いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。また、発行会社は、第871条(m)に基づいて課される源泉徴収額の決定に際し、一切の「配当同等物」(内国歳入法第871条(m)において定義される。)について、適用法令に基づき当該源泉徴収について適用されうる免除措置または減額措置にかかわらず、かかる支払いに適用されうる最も高い税率を適用して源泉徴収を行うことができる。

「第871条(m)規則」とは、内国歳入法第871条(m)に基づき発行される米国財務省規則をいう。

日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は、外国法人が日本国外で発行した租税特別措置法第37条の11第2項第11号に定める公社債として取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格、投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることにご注意されたい。

(a) 居住者に対する課税上の取扱い

() 利息に対する課税

本社債の利息については、居住者が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額(外国所得税が課されている場合には、その金額を控除した金額)につき、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われる。居住者は、申告不要制度または申告分離課税(上場株式等に係る配当所得等)を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、利子所得の金額に対し20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用される。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。また、個人投資家が申告分離課税を選択する場合には、本社債の利息と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。本社債の利息に外国所得税が課されている場合には、一定の条件のもと外国税額控除の対象とすることができる。

居住者が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われませんが、上場株式等に係る配当所得等として申告分離課税の対象となる。

() 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による譲渡益については、原則として上場株式等に係る譲渡所得等として20%(所得税15%および地方税5%)の税率により申告分離課税の対象となる。なお、2037年12月31日までの各年分の上場株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

本社債の譲渡を行うに際して譲渡損が生じた場合は、申告分離課税の適用上、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺は認められるが、上場株式等に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と相殺することはできない。ただし、以下の特例の対象となる。

- (イ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、一定の条件のもとその年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められる。
- (ロ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、申告を要件に当該損失をその年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することが認められる。

本社債は、特定口座制度の対象であり、居住者が金融商品取引業者に特定口座を開設し、その特定口座に保管されている本社債を含む上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本社債の譲渡に係る譲渡所得等について譲渡対価の支払いの際に20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、申告不要制度を選択することができる。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

() 償還に対する課税

本社債の元金の償還により交付を受ける金額は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、上記()に記載の取扱いと同様に課税される。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

() 利息に対する課税

内国法人が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額）につき、所得税15%の税率により源泉徴収が行われる。

当該利息は、原則として発生主義により、内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。内国法人は、上記で徴収された源泉税について所得税額控除の適用を受けることができる。外国所得税が課されている場合は、一定の要件の下で、外国税額控除の適用を受けることができる。

2037年12月31日までの間に生ずる利息に課される所得税の額（外国所得税が課されている場合は、その金額を控除した金額）に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課され、所得税の額とあわせて源泉徴収されるが、この復興特別所得税は、内国法人の法人税の申告上、所得税の額とみなされて、法人税からの税額控除の対象となる。

内国法人が、一定の金融機関または公共法人等である場合には、一定の要件の下に、利息の金額について源泉徴収は行われない。

内国法人が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われないが、当該内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。

() 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合で、会計上、本社債に係る取引を社債に係る取引とデリバティブ取引に区分せず、一括して処理している場合には、税務上もこの処理に従い、取得価額で評価する。一方、会計上、継続的に組込デリバティブ取引が普通社債部分から区分して損益認識されるときは、税務上も、当該区分処理が認められる。

() 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

() 償還に対する課税

本社債の償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は異なる可能性がある。）が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および償還差益ならびに本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款、本社債および利札ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債および/または利札に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者および利札の所持人は、本社債および利札ならびに本社債および利札に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申し立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在E14 5AL ロンドン、ワン・カナダ・スクエアに所在するソシエテ・ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な英字の一般日刊紙（「フィナンシャル・タイムズ」が予定されている。）に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリームのために保有されている限り、かかる新聞における掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび/またはクリアストリームに対する関連する通知の交付に代えることができる。

かかる通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面により（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームを通じて財務代理人に対して行うことができる。

(10) 英国1999年契約（第三者権利）法

本社債は、本社債のいずれかの条項を強制する英国1999年契約（第三者権利）法に基づく権利を付与するものではない。ただし、このことは、同法とは別に存在し、または実行することができる第三者の権利または救済策に影響を及ぼさない。

(11) 相殺権の放棄

本社債または利札の所持人は、いかなる場合でも、発行会社が当該所持人に対して直接的または間接的に有し、または取得した権利、請求権または責任（発生理由の如何を問わない。また、疑義を避けるために、本社債または利札に関するものであるか否かを問わず、あらゆる契約その他の文書に基づいて、もしくはこれらに関して生じた権利、請求権および責任または契約外の義務を含むことを明記する。）に対して放棄対象相殺権（以下に定義する。）を行使し、または主張することはできず、かかる各所持人は、かかる現実の、または潜在的な権利、請求権および責任に関して、適用ある法令によって認められる限りで放棄対象相殺権のすべてを放棄したとみなされる。

疑義を避けるため、本「(11) 相殺権の放棄」の規定は、何らかの減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求の権利を付与したのではなく、かかる権利を認めたものと解釈されるべきものでもなく、また、本「(11) 相殺権の放棄」がなければ本社債または利札の所持人のいずれかにかかる権利が認められ、またはその可能性がある旨を定めたものではないことを明記する。

本「(11) 相殺権の放棄」において「放棄対象相殺権」とは、本社債もしくは利札に基づいて、またはこれらに関して、直接的または間接的に減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求を行う本社債または利札の所持人の一切の権利または請求権をいう。

(12) ベイルインおよび減額または転換権の承認

(A) 発行会社の債務に関するベイルインおよび減額または転換権の承認

各本社債権者（本項において、本社債の現在または将来の実質持分の保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、関連破綻処理当局による本社債に基づく発行会社の債務に関するベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果に拘束されること（かかるベイルイン権限の行使は、以下のいずれかまたはその組み合わせを含み、それらを生じさせる可能性がある。）、および本社債の要項が関連破綻処理当局または規制当局によるベイルイン権限（以下「法定ベイルイン」という。）の行使の対象となり、（必要に応じて）かかる行使の効力を発生させるために変更される可能性があることを承認し、承諾し、同意し、合意する。

（ ）本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額

（ ）本支払金額の全部または一部の発行会社その他の者の株式その他の有価証券またはその他の債務への転換（および本社債権者に対する当該株式、有価証券または債務の発行）（本社債の要項の修正または変更によるものを含む。）。その場合、本社債権者は、本社債に基づく権利の代わ

りに発行会社その他の者の当該株式その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。

() 本社債の消却

() 本社債の満期の変更もしくは修正または本社債について支払われる利息額もしくは利息の支払期日の変更(一時的な支払いの停止を含む。)

(B) 法定ペイルインの取扱い

本支払金額の返済または支払いの期限の到来がそれぞれ予定された時点で、発行会社またはそのグループのその他の構成員に適用される有効なフランスおよび欧州連合の法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが認められる場合を除き、いかなる本支払金額の返済または支払いについても、発行会社に関する法定ペイルインの行使後は、支払期限が到来せず、支払いが行われない。

本社債に関して法定ペイルインが行使された場合、発行会社は、かかる法定ペイルインの行使について本社債権者に対して上記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに書面による通知を行う。また、発行会社は、かかる通知の写しを情報提供のため財務代理人に交付するが、財務代理人は、かかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社が通知を遅滞した場合、または通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定ペイルインの有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

本社債に係る法定ペイルインの行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本社債の発行会社その他の者の他の有価証券または債務への転換は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済(衡平法上の救済を含む。)を受ける権利を付与するものではなく、かかる権利は本項により明示的に放棄される。

法定ペイルインが行使された場合、発行会社および各本社債権者(本社債の実質持分の所有者を含む。)は、法定ペイルインの行使に関連して(a)財務代理人が本社債権者からいかなる指示も受ける義務を負わないこと、および(b)財務代理人は英国法代理契約に基づきいかなる義務も課されないことに同意する。

上記にかかわらず、法定ペイルインの行使の完了後に未償還の本社債が残存する場合(例えば、法定ペイルインの行使の結果、本社債の元金が部分的に減額されるのみとなる場合)、英国法代理契約に基づく財務代理人の義務は、発行会社および財務代理人が英国法代理契約の改定契約に従って合意する範囲内において、当該完了後の本社債について継続して適用される。

法定ペイルインにおいて、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額未満の金額に関して行使された場合、財務代理人が、発行会社または(場合により)関連破綻処理当局から異なる指示を受けた場合を除き、本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる可能性がある。

本項に規定される事項は、上記の事項に関するすべてを網羅したものであり、発行会社と各本社債権者との間のその他の契約、取決めまたは合意を排除する。

本社債権者は、本項に基づく手続において必要な費用(発行会社および財務代理人が負担するものを含むが、これらに限られない。)の一切を負担する義務を負わない。

本「(12) ペイルインおよび減額または転換権の承認」において、

「本支払金額」とは、本社債の未償還残高および本社債に係る未払いの経過利息(その時点までに消却され、またはその他の理由により既に支払義務を負わなくなっている場合を除く。)をいう。

「ペイルイン権限」とは、銀行、銀行グループに属する会社、金融機関および/または投資会社の破綻処理に関連する法令、規則または要件(金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する欧州連合の指令または欧州議会および欧州連合理事会の規則に関連して施行され、採択さ

れ、または制定されたかかかる法令、規則または要件を含むが、これらに限られない。) またはその他の適用ある法律もしくは規則(その後の改正を含む。)等に基づいて随時存在する法律に基づく消却、減額および/または転換の権限であって、それらに基づいて銀行、銀行グループに属する会社、金融機関もしくは投資会社またはその関連会社の債務の減額、消却および/または債務者その他の者の株式その他の有価証券もしくは債務への転換が行われうるものをいう。

「MREL」とは、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU(その随時の改正を含む。)に定義される自己資本および適格債務の最低基準をいう。

「関連破綻処理当局」とは、発行会社に対してペイルイン権限を行使する権限を有する当局をいう。

(13) その他

(A) 代わり社債

本社債または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等を提供することにより、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債または利札は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債および利札の取替えは、ルクセンブルグの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律(その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。)の手續に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後、元金については10年間、利息については5年間、元金および/または利息に関する請求を行わない場合、本社債(および関連する利札)は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、()本社債または利札について異議が申し立てられ、かつ、()本社債が失権(1996年非任意占有喪失法に定義される。)する前に本社債の期限が到来した場合、本社債または利札に基づいて支払われるべき(しかし、いまだ当該本社債または利札の所持人に支払われていない)金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルグの委託基金(Caisse des consignations)に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、上記「(9)通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行

発行会社は随時本社債権者または利札の所持人の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項(発行日、利息起算日、発行価格ならびに/または初回利払いの金額および日付を除く。)で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式

(イ) 大券

本社債は、当初仮大券の様式により発行され、発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に交付される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは(場合により)クリアストリームの規則および手續に従ってのみ譲渡することができる。

本社債が仮大券によって表章されている間は、本社債に関して交換日(以下に定義する。)よりも前に支払期限を迎える元金、利息その他の金額の支払いは、本社債の持分の実質所有者が米国人

または米国人に再販売するために購入した者ではない旨の証明書（米国財務省規則により要求されるもの。様式が提供される。以下「非米国証明書」という。）をユーロクリアおよび/またはクリアストリームが受領し、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームが類似の証明書（当該機関が受領した非米国証明書に基づくもの）を財務代理人に対して交付している場合に限り、行われる。

交換日以降、本社債に係る仮大券の持分は、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、上記の実質所有に係る非米国証明書と引換えに（ただし、かかる非米国証明書が上記の規定に従ってすでに交付されている場合を除く。）請求により（無料で）恒久大券の持分に交換することができる。本社債に係る仮大券の恒久大券の持分への交換は、本社債に係る確定社債券がいまだ発行されていない場合にのみ行われる。本社債に係る確定社債券がすでに発行されている場合には、本社債に係る仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。本社債に係る仮大券の保有者は、適正に非米国証明書を提出したにもかかわらず仮大券の恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える利息、元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

本社債に係る恒久大券に係る元金、利息その他の金額の支払いは、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームを通じて、その保有者に対して、またはその保有者の指図により（当該恒久大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに）支払われる。ただし、非米国証明書の提出は要求されない。

以下のいずれかの事由（以下「交換事由」という。）が発生した場合（下記（ ）の事由が発生した場合には発行会社により）、本社債に係る恒久大券の全部（一部は不可。）が（無料で）利札が付された確定社債券に交換される。

- （ ）債務不履行事由が発生し、継続していること。
- （ ）ユーロクリアおよびクリアストリームがともに連続する14日以上営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が受けること。
- （ ）発行会社が、本社債に係る次の支払いの際に、上記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要であること。

交換事由が発生した場合、発行会社は上記「(9) 通知」に従って本社債権者に対して通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久大券の持分の保有者の指示に従って行動する）ユーロクリアおよび/またはクリアストリームは、財務代理人に対して交換を請求する通知を行うことができる。かかる交換は、財務代理人が最初にかかる通知を受領した日から10日以内に行われる。

「交換日」とは、（ ）本社債に係る仮大券の発行後40日を経過した時点および（ ）本プログラムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日が経過した時点のいずれか遅い方の直後の日をいう。

(ロ) 約款

本社債を表章し、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームのために保有されている大券（またはその一部）の支払期限がその要項に従って到来した場合、または償還日が到来した場合であって、本社債の要項に従った全額の支払いが持参人に対して行われていないときには、当該大券は、その日の午後8時（ロンドン時間）に無効となる。

それと同時に、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームの口座において当該本社債（確定社債券を除く。）の口座記録が行われている口座保有者は、約款の規定に基づき、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームが提供する口座証明書を根拠として、発行会社に対して直接訴求する権利を取得する。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ペイルイン規制

発行会社が本社債に基づく債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある要因

発行会社が債務不履行となり、または破産した場合、本社債権者は、投資した金額の一部または全部を喪失する可能性がある。発行会社が法定のペイルイン制度（以下「ペイルイン」という。）に関連する規制に関する措置の対象となる場合、その負債は減額されてゼロとなる可能性、持分証券（株式）もしくは負債性証券に転換される可能性、または満期が延長される可能性がある。本社債権者の投資は、いかなる保証制度または補償制度の対象ともならない。発行会社の信用格付は、そのコミットメントを履行する能力の評価である。したがって、発行会社の信用格付の実際の格下げまたは格下げの見込みは、本社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

金融機関の破綻処理に関するフランス法および欧州の法令により、発行会社が破綻処理の条件を満たしていると見なされた場合、本社債の減額または株式への転換その他の破綻処理措置が義務づけられる可能性がある。

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する欧州議会および欧州連合理事会の2014年5月15日付指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が、2014年7月2日に施行された。

また、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）および単一破綻処理基金の枠組の中で信用機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的規則および統一的手続を確立するための欧州議会および理事会の2014年7月15日付規則（EU）806/2014号（以下「SRM規則」という。）により、各国の破綻処理当局との連携のもと単一破綻処理理事会（以下「SRB」という。）に付与される一元化された破綻処理の権限が設定された。

2014年以降、欧州中央銀行は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づくユーロ圏加盟国の重要な信用機関の健全性に係る監督を引き継いでいる。また、信用機関および一定の投資会社の破綻処理についてユーロ圏全体の一貫性を確保するため、SRMが導入されている。前述の通り、SRMはSRBによって運営されている。SRM規則第5条(1)に基づき、SRMは、欧州中央銀行の直接的な監督に服するこれらの信用機関および一定の投資会社について、BRRDに基づき欧州連合加盟国の破綻処理当局に付与されているものと同等の責任および権限を付与されている。SRBは、2016年初頭より当該権限の行使が可能となった。

発行会社は、SSM内における欧州中央銀行と各国の関連当局の連携および各国の指定された当局との連携に関する枠組を設定するための欧州中央銀行の2014年4月16日付規則（EU）468/2014号（SSM規則）第49条(1)に定める重要な監督対象法人（a significant supervised entity）に指定されており、その結果、SSMとの関係で欧州中央銀行による直接の監督に服している。これはすなわち、発行会社が、2015年に有効となったSRMの対象にもなっていることを意味している。SRM規則はBRRDを踏襲し、また、その大部分においてBRRDを参照しており、これによりSRBは、各国の関連する破綻処理当局が行使しうる権限と同一の権限を行使することが可能となっている。

BRRDおよびSRM規則は、信用機関および一定の投資会社の再建および破綻処理に関する欧州連合全域にわたる枠組を設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破綻が経済および金融システムに与える影響（納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。）を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を各欧州連合加盟国が指定する破綻処理当局（以下「指定破綻処理当局」という。）に付与するために必要であるとされている。

SRM規則により、破綻処理の権限は一元化され、各国の破綻処理当局と連携するSRBに付与される。SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局の地位を承継し、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。金融機関の破綻処理計画の策定に関連するSRBと各国の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

SRBは、発行会社の指定破綻処理当局である。

BRRDおよびSRM規則により指定破綻処理当局に付与される権限には、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）および適格債務（低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、シニア社債等の高順位の負債性証券を含む。）に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行者である金融機関の損失を吸収させる減額または転換を行う権限（ベイルイン権限）が含まれている。SRM規則によると、（ ）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと指定破綻処理当局が判断し、（ ）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがなく、かつ（ ）破綻処理の目的（特に、重要な機能の継続性を維持すること、金融システムに対する重大な悪影響を回避すること、特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護することならびに顧客の資金および資産を保護すること）を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

指定破綻処理当局は、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）の全部もしくは一部の減額もしくは株式への転換の権限を行使しない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断した場合、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としている場合（SRM規則第10条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれとあわせて、かかる減額または転換を行うことができる。本社債の要項には、破綻処理および実質破綻時における資本性証券の減額または転換に関連するベイルイン権限の実行に関する規定が含まれている。

ベイルイン権限により、本社債は、完全に（つまりゼロまで）、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の持分証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある（例えば、満期および／もしくは利息が変更され、かつ／または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われなければならない。株主ならびに資本性証券およびその他の適格債務の保有者が、減額、転換その他の方法により、損失の吸収および自己資本を含む負債総額の8%の資本再構成に充当するための最低額の拠出を行うまでは、かかる支援は行われない。

BRRDは、指定破綻処理当局に対し、ベイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、負債性証券の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、負債性証券の要項の変更（満期および／もしくは利息額の変更ならびに／または一時的な支払いの停止を含む。）、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局は、破綻処理措置（ベイルイン権限の実行を含む。）を実施する前、または関連する資本性証券の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

BRRDおよびSRM規則に基づく措置が発行会社もしくは発行会社のグループに適用され、またはかかる適用が示唆された場合、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値、および／または本社債

に基づく債務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資家がその投資全額を喪失する可能性がある。

また、発行会社の財政状態が悪化した場合、バイルイン権限が存在すること、または指定破綻処理当局が発行会社もしくは発行会社のグループが存続不能であると判断したときに、破綻処理措置とは別に、もしくはこれとあわせて減額もしくは転換を行う権限その他の破綻処理手法を行使することにより、本社債の市場価格または価値が、かかる権限が存在しなかった場合よりも急激に低下する可能性がある。

2016年1月1日以降、欧州連合の信用機関（発行会社を含む。）および一定の投資会社は、SRM規則第12条に従って、自己資本および適格債務の最低基準（MREL）を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の負債総額および自己資本に対する割合として表示されるものであり、破綻処理を円滑に進めるために、金融機関がバイルイン権限の実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。

現行の制度は欧州連合の立法機関が採択する改正を受けて今後発展していく。2019年6月7日、所謂「欧州連合銀行パッケージ」の改正案の一環として、次の法案が2019年5月14日付欧州連合官報に掲載された。

- ・信用機関および投資会社の損失吸収および資本再構成能力（以下「TLAC」という。）に関してBRRDを改正する欧州議会および欧州連合理事会の2019年5月20日付指令（EU）2019 / 879（以下「BRRD」という。）
- ・信用機関および投資会社のTLACに関してSRM規則を改正する欧州議会および欧州連合理事会の2019年5月20日付規則（EU）2019 / 877号（BRRD とあわせて以下「欧州連合銀行パッケージ改革」と総称する。）

欧州連合銀行パッケージ改革はとりわけ、銀行部門のリスクを削減し、今後発生しうる危機への金融機関の耐性を更に高めることにより銀行同盟を強化し、金融システムにおけるリスクを削減するという目標のもと、特定のMRELに関する既存の制度等を調整することにより、金融安定理事会のTLACタームシート（以下「FSB TLACタームシート」という。）により実施されるTLACの基準を導入する。

TLACは、FSB TLACタームシートに従って導入される。FSB TLACタームシートによって、発行会社を含むグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）には、各々について個別に決定される「最低TLAC」水準が課される。かかる水準は、（ ）2022年1月1日まではリスク加重資産の16%に適用あるバッファを加算したもの、その後は18%に適用あるバッファを加算したもの、および（ ）2022年1月1日まではバーゼル レバレッジ比率に係る分母の6%、その後は6.75%（これらはそれぞれ企業ごとの追加要件により増額される可能性がある。）に等しい金額以上となる。

信用機関および投資会社の健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の2013年6月26日付規則（EU）575 / 2013号（以下「CRR」という。）（レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に係る要件、カウンターパーティ信用リスク、市場リスク、中央清算機関に対するエクスポージャー、集団投資事業に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示の要件につきCRRを改正する欧州議会および欧州連合理事会の2019年5月20日付規則（EU）2019 / 876号（以下「CRR」という。）により改正されたもの）に従い、発行会社等の欧州連合のG-SIBは、CRR の発効時から、MREL要件に加えて、TLAC要件を遵守しなければならない。そのため、発行会社等のG-SIBは、TLAC要件およびMREL要件を同時に遵守しなければならないこととなる。

したがって、MREL適格債務の基準は、CRR（CRR により改正されたもの）により定められるTLAC適格債務に係る基準と密接に整合すると見込まれるが、BRRD において導入される補足的な調整および要件の対象となる。特に、デリバティブ要素が組み込まれた一定の負債性商品（一定の仕組債等）は、一定

の条件に従い、追加的なリターンのみが当該デリバティブ要素に連動し、参照資産のパフォーマンスにより左右されるものの、事前に判明している満期時に弁済される元金額が固定され、または増額されるものである限度において、MREL要件を満たす適格なものとなる。

MRELに基づき要求される資本および適格債務の水準は、SRBにより、発行会社について単体ベースおよび/または連結ベースで、システム上の重要性を含む一定の基準に基づいて設定される。適格債務は、シニアまたは劣後のいずれでもよいが、残存期間が1年以上であること等を条件とし、欧州連合以外の法律に準拠する場合には、当該法律の下で（契約上の規定による場合を含めて）減額または転換が可能でなければならない。

MRELを満たすために使用される債務の範囲には、原則として、一般の無担保債権者から生じる債権に起因するすべての債務（非劣後債務）が含まれる。ただし、BRRD（BRRDにより改正されたもの）に定める特定の適格性基準を満たさない場合はこの限りでない。バイルイン・ツールの効果的な使用を通じて機関および事業体の破綻処理の実行可能性を向上させるため、SRBは、特にバイルインの対象となる債権者が通常の倒産手続の下で負担する損失を上回る損失を破綻処理において負担する可能性が高い場合には、自己資本およびその他の劣後債務によりMRELを満たすよう要求できると考えられる。さらに、SRBは、バイルイン・ツールの適用から除外される債務の金額が、MREL適格債務を含むある種類の債務における一定の閾値に達する場合には、機関および事業体に対して自己資本およびその他の劣後債務でMRELを満たすよう要求する必要性を評価しなければならない。MRELのためにSRBが要請する負債性商品の劣後性は、TLAC基準により認められるとおり、CRR（CRRにより改正されたもの）に従いTLAC要件を非劣後の負債性商品で部分的に満たす可能性に影響を与えない。100十億ユーロを超える資産を有する破綻処理グループ（トップ・ティアの銀行）に対しては、特定の要件が適用される。

発行会社および/または発行会社のグループによる破綻処理の実行可能性に障害が存在し得るとSRBが認定する場合、より高いMREL要件が課される可能性がある。発行会社および/または発行会社のグループがMRELを遵守することができない場合、発行会社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙に、発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人および売出取扱人の名称が記載される。

目論見書の表紙の裏面に以下の文言が記載される。

「ソシエテ・ジェネラル 2022年3月30日満期 ノックイン型S&P500株価指数連動 円建社債（愛称：パワーボンドS&P500 2103）（以下「本社債」といいます。）の償還額は、S&P500株価指数の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。本社債への投資は、米国の株式市場の動向により直接的に影響を受けま

す。株式投資に係るリスクに耐えうる投資家のみが本社債への投資を行ってください。」
「(注)発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

目論見書の表紙の裏面の直後に「仕組債の取引に係るご注意」、「ソシエテ・ジェネラル 2022年3月30日満期 ノックイン型S&P500株価指数連動 円建社債の契約締結前交付書面」、「本社債の想定損失額等について」、「格付について」および「無登録格付に関する説明書」が挿入される。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 2019年1月1日) 2020年6月17日
((2019年度) 至 2019年12月31日) 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

(事業年度 自 2020年1月1日) 2020年9月18日
((2020年度中) 至 2020年6月30日) 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2020年9月18日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債に係る満期償還額がS&P500株価指数の水準により決定されるため、S&P500株価指数についての開示を必要とする。

2 【当該指数等の推移】

S&P500株価指数の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	
	最高	2,271.72	2,690.16	2,930.75	3,240.02	3,756.07	
	最低	1,829.08	2,257.83	2,351.10	2,447.89	2,237.40	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月	2020年 9月	2020年 10月	2020年 11月	2020年 12月	2021年 1月	2021年 2月
	最高	3,580.84	3,534.22	3,638.35	3,756.07	3,855.36	3,934.83
	最低	3,236.92	3,269.96	3,310.24	3,647.49	3,700.65	3,773.86

出典：ブルームバーグ・エルピー

S&P500株価指数の終値の過去の推移はS&P500株価指数の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間においてS&P500株価指数が上記のように変動したことによって、S&P500株価指数および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。